

戸田市共通商品券「コイン型商品券」

払戻しのご案内



戸田市商工会発行の戸田市共通商品券「コイン型商品券」は、**2024年3月31日(日)**をもって取扱いを終了させていただきます。

これに伴い、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻し手続きを行いますので、未使用の戸田市共通商品券「コイン型商品券」をお持ちのお客様は、期限内に払戻しのお申し出をいただきますようお願い申し上げます。

※紙幣型商品券の払い戻しは出来ません。

対象
となる
商品券

戸田市共通商品券 (額面 1,000 円)

(表面)



(裏面)



申し出
期間

2024年4月1日(月)~2025年3月31日(月)

受付時間は、午前9時~午後4時まで(土・日・祝日等は除く戸田市商工会営業日)
*該当期間内に払戻しの申し出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

払戻し
の方法

戸田市商工会窓口にお申し出いただき、事務局で用意した「戸田市共通商品券払戻し申出書」に必要事項をご記入のうえ、お手持ちの「戸田市共通商品券」とともに事務局へご提出ください。

10,000円まで現金と交換いたします。10,000円を超える場合は、翌月5日までに指定の口座に振込致します。(振込手数料は当会にて負担いたします)「戸田市共通商品券払戻し申出書」は、戸田市商工会HPよりダウンロードできます。

申し出
場所

事務局：戸田市商工会

住所：〒335-0022 戸田市上戸田1-21-23

電話：048-441-2617

FAX：048-444-0935

ホームページ：www.toda.or.jp

メール：info@toda.or.jp

